

幼稚園型認定こども園 光明幼稚園 重要事項説明書

1 施設運営主体

名 称	学校法人常源寺学園
所 在 地	兵庫県西宮市甲子園七番町 22 番 3 号
電 話 番 号	0798-47-1585
代 表 者 氏 名	理事長 堀 源太郎

2 施設概要

施 設 の 種 類	幼稚園型認定こども園		
施 設 の 名 称	認定こども園 光明幼稚園		
施 設 の 所 在 地	兵庫県西宮市甲子園七番町 22 番 3 号		
連 絡 先	0798-47-1585		
園 長	園長 堀 源太郎		
利 用 定 員	1 号認定こども	2 号認定こども	
	満3歳 15 人		
	3 歳 16 人	3 歳 11 人	
	4 歳 16 人	4 歳 11 人	
	5 歳 7 人	5 歳 7 人	
開 設 年 月 日	令和 8 年 4 月 1 日		
当園の基本理念 ・方針	・ 仏教に基づいて、子どもの心身の発達を助長することを目的とする。 ・ 将来にわたって幸せな人生を歩むための、生きる力と心の土台を育てる。 ・ 命の尊さを学び、自己の心身を大切にし、他者の気持ちを思いやることができる人に。		

3 施設の目的

子どもの健やかな成長のために適切な運営を確保し、良質かつ適正な内容及び水準の特定教育・保育の提供を行うことを目的とします。

4 施設の運営の方針

- (1) 当園を利用する小学校就学前子ども（以下「利用子ども」という。）の意思及び人格を尊重して、利用子どもの立場に立って特定教育・保育を提供するよう努めます。
- (2) 当園は、西宮市、他の教育・保育事業施設、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者と密接に連携し、地域及び家庭との結びつきを重視した運営に努めます。
- (3) 当園は、利用子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うと

ともに、職員に対し、研修の実施をする等の措置を講ずるものとします。

(4) 兵庫県認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例に基づき、施設の運営を行います。

5 施設・設備等の概要

敷地	敷地全体	3,468.59 m ²
	園庭	950.11 m ²
園舎	構造	東館：鉄筋造 耐火建築物 南館：鉄筋コンクリート 耐火建築物 事務所棟：鉄筋コンクリート 耐火建築物 北館：木造
	延べ面積	2768.52 m ²

設備	部屋数	備考
保育室	6 室	満3歳児・5歳児1クラス、3・4歳児各2クラス
遊戯室	1 室	
調理室	1 室	
医務室	1 室	事務所に医務室を設置
事務室	1 室	
便所（幼児用）	5 か所	

6 職員の配置状況（令和8年4月1日現在）

職種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1 人	1 人		
主幹主任	2 人	2 人		
教諭	8 人	6 人	2 人	
事務員	1 人	1 人		

※職員の配置は年度中に変更となる場合があります

当園は以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(小児科・内科)

医療機関の名称	つちや小児科クリニック
小児科医師名	土屋 浩史
所在地	尼崎市塚口本町1丁目2-1-1
電話番号	06-6422-1210

(歯科)

医療機関の名称	伊藤歯科クリニック
歯科医師名	伊藤 尚史
所在地	西宮市甲子園町3-2-4
電話番号	0798-47-2221

(薬剤師)

勤務先の名称	武庫川女子大学 薬学部
薬剤師名	濱口 良平
住所	兵庫県西宮市甲子園九番町11-68
電話番号	0798-45-9931

7 学期

1年を次の3学期に分ける。

- (1) 第1学期 4月1日～8月31日
- (2) 第2学期 9月1日～12月31日
- (3) 第3学期 1月1日～3月31日

8 利用定員ごとの提供する日及び時間並びに提供を行わない日

【1号認定子ども（教育標準時間認定）】

提供する曜日	月曜日から金曜日まで	
保育時間	教育標準時間	8時30分～14時30分の間で5時間※
預かり保育	保育時間	朝： 7時30分 ～ 特定教育開始 夕： 特定教育終了 ～ 18時30分
休業日	土曜日・日曜日・祝日	
	夏季（7月21日～8月31日）	
	冬季（12月23日～1月7日）	
	春季（3月23日～4月8日）	
	創立記念日（11月11日）	
※登降園時間等について	クラス編成、バスコースおよびバス停の位置につきましては、毎年度、当園にて編成・決定いたします。 各ご家庭のご事情による個別の変更はお受けできかねますので、あらかじめご了承ください。 また、年度によって内容が変更となる場合がございます。 登降園時間（教育標準時間）は、在籍されるクラス等により下記の時間帯となります。 登園時間：8時30分～9時30分 降園時間：13時30分～14時30分 なお、詳細な時間帯等につきましては、改めて園よりご案内いたします。	

【2号認定子ども（保育認定）】

提供する曜日	月曜日から金曜日まで	
保育時間	保育標準時間	7時30分～18時30分（11時間）
	保育短時間	8時30分～17時30分の間で8時間
延長保育	保育短時間	朝： 7時30分 ～ 短時間保育認定開始時刻 夕： 短時間保育認定終了時刻 ～ 18時30分
開所時間	月～金曜日 7時30分～18時30分	
休業日	土曜日・日曜日・祝日	
	年末年始（12月29日～1月3日）	
	クラス編成、バスコースおよびバス停の位置につきましては、毎年度、当園にて編成・決定いたします。 各ご家庭のご事情による個別の変更はお受けできかねますので、あらかじめご了承ください。	

※登降園時間等について	また、年度によって内容が変更となる場合がございます。 登降園時間（保育短時間）は、在籍されるクラス等により下記の時間帯となります。 登園時間：8時30分～9時30分 降園時間：16時30分～17時30分 なお、詳細な時間帯等につきましては、改めて園よりご案内いたします。
-------------	--

※台風接近等に伴う対応について

☆通常の気象警報が発令された場合

【1号認定】

- ・当日の午前7時現在、西宮市に
 - ① 「暴風・暴風雪・大雨・洪水」警報のいずれかが発表されている場合は、臨時休園とします。その日のうちに警報が解除されても休園とします。
 - ② 「高潮・その他の」警報のいずれかが発表されている場合は、登園・休園については連絡アプリでお知らせします。
- ・当日の午前7時以降に西宮市にいずれかの警報が発令された場合の対応は連絡アプリでお知らせします。

【2号認定】

- ・保育を実施しますが、子供を連れての登降園は危険を伴うことから、家庭で保育が可能な方は家庭での保育をお願いします。
- ・状況によっては当園からお迎えをお願いする場合があります。すぐに来られる態勢を取っておいてください。
- ・公共交通機関等や電気・ガス・水道などのライフラインに相当な被害が予見される場合は、勤務等やむを得ず保育を必要とする方のみの受け入れとします。

☆特別警報や警戒レベルが発令された場合

【全園児】

< 午前7時現在 >

- ① 「特別警報」が西宮市に発表されている場合は、臨時休園とします。
- ② 「高齢者等避難」（警戒レベル3）、「避難指示」（警戒レベル4）、「緊急安全確保」（警戒レベル5）が当園の所在する地域に発令されている場合は、臨時休園とします。
- ③ 臨時休園後に発令が解除された場合
 - ・1号認定は、そのまま休園となります。
 - ・2号認定は、安全に配慮して開園を判断いたします。開園を行う場合は連絡アプリでお知らせします。

< 午前7時以降 >

「特別警報」、「高齢者等避難」（警戒レベル3）、「避難指示」（警戒レベル4）、「緊急安全確保」（警戒レベル5）が当園の所在する地域に発令された場合は、避難

を開始する必要があるため、速やかにお迎えに来てください。避難所へ避難している場合は、連絡アプリ等でお知らせしますので、避難所へお迎えに来てください。

☆警報の発表が明らかに予測される場合【1号認定】

大型台風の接近等により公共交通機関の大規模な計画運休が実施される場合など、警報の発表が明らかに予測される場合は、事前に臨時休園を決定することがあります。事前に臨時休園を決定した場合は、当日の警報発表状況と関係なく終日臨時休園とします。

☆保育に支障をきたす被害があった場合【全園児】

電気・ガス・水道などのライフラインが停止した場合など、保育に支障をきたす被害があった場合は、休園とします。

☆避難情報（警戒レベル）は、必ず西宮市防災ポータルよりご確認ください。

<https://www.nishinomiya-bousai.jp/>

9 教育・保育の内容

子ども・子育て支援法、その他の関係法令等を遵守し、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえ、幼稚園教育要領の目標が達成されるよう、特定教育・保育を提供します。

（1）教育・保育の提供

上記8に記載する時間において、教育・保育を提供します。

（2）食事の提供

- * 自園給食の出来立て日替わりメニュー
- * 献立表は毎月配布します。
- * 食物アレルギー等、必要に応じてご相談ください。（除去食の提供）

（3）温水プールにおける水着を着用しての水泳教育がありますが、おむつが取れていない方は入水できません。

（4）仏教に基づく礼拝・歌唱・言葉の唱和が日常の保育に組み込まれています。

（5）特別な支援の必要な利用子どもの教育・保育

職員の配置基準を満たした集団生活で特別教育・保育を提供するため、特別な支援や個別のサポートは原則想定していません。

10 利用者負担金

（1）当園は、利用子どもの居住する市町村が定める額の利用者負担額を利用子どもの保護者から徴収します。

（2）当園は、当園の教育・保育事業の質の向上を図るため、下記の利用者負担額を徴収します。

(特定教育・保育の質の向上を図るために要する費用)

項目	内容、負担を求める理由、目的	金額
入園料	当園の教育・保育に必要な園舎、園設備の整備改修等に係る金額	90,000 円/入園手続時 (在卒園生の弟妹は 80,000 円)
施設充実費	保育施設の改善・修繕等に係る金額	22,000/年(毎年4月。年度途中入園者は、初年度のみ入園月に徴収。満3歳クラス児は免除。)
教育充実費	水泳、体操、英語、茶道、空手、知育教材等の特色教育に係る金額	4,200 円/月

(特定教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担)

項目	内容、負担を求める理由、目的	金額
給食費(1号認定)	給食の提供及び食育に係る金額	6,800 円/月 【副食免除対象者： 1,700 円】
給食費(2号認定)	給食の提供及び食育に係る金額	9,800 円/月 【副食免除対象者： 2,450 円】
通園バス代	通園バスの利用に係る金額	申込金：5,500 円(登録時のみ) 往復：4,840 円 片道：2,800 円
行事費	遠足やお泊り保育等の費用	都度案内
保険料	日本スポーツ振興センター共済掛金	都度案内/年
教材用品費等	園生活で使用する教材・用品等に係る金額	教材用品価格表に記載
卒園アルバム代	卒園アルバムに係る金額	都度案内/年(年長組で希望される方のみ)
課外授業料	希望者が受講する各授業に係る金額	実費(受講を希望される方のみ)

(延長保育及び預かり保育の実施に必要な経費に係る利用者負担)

項目	時間	金額 (1 回)
保育短時間認定子どもの延長保育に係る利用者負担	7 : 30～短時間保育認定開始時刻	200 円
	短時間保育認定終了時刻～18 : 30	900 円
保育短時間認定子どもの長期休業日期间および行事代休日等の預かり保育に係る利用負担	7 : 30～短時間保育認定開始時刻	700 円
	短時間保育認定終了時刻～18 : 30	800 円

項目	時間	金額 (1 回)
教育標準時間認定子どもの預かり保育に係る利用者負担	7 : 30～特定教育開始	200 円
	特定教育終了～18 : 30	900 円
教育標準時間認定子どもの長期休業日期间および行事代休日等の預かり保育に係る利用負担	7 : 30～13 : 00	700 円
	13 : 00～18 : 30	800 円

- (4) 15 時頃におやつを提供する予定ですが、別途おやつ代の徴収はいたしません。
また、おやつを召し上がらない場合でも、おやつの持ち帰りはできませんので、ご了承ください。

1 1 利用者負担その他の費用等の返金と変更

- (1) 既納の利用者負担その他の費用等は原則返金しません。
(2) 利用者負担その他の費用等の金額は、物価変動等により園の判断で変更する場合があります。
(3) 期間途中に入退園する場合でも負担金の日割り計算は行いません。通園バス、課外授業等の利用開始・停止の届出は前月 20 日が締め切りです。

1 2 園指定の用品について

園生活で使う用品には、子ども達が自分たちで管理しやすいもの、職員が指導・説明しやすいものを選び、園が指定している物があります。

「すでに持っている物を使わせたい」等のご意見もあるかと存じますが、各々が形や色の異なる用品を使用しますと、他児が持っている用品と比較し、園児間のトラブルの

原因にもなります。どうぞ、園指定用品の使用にご理解をお願い致します。

1.3 利用にあたっての留意事項

(1) 入園 選考方法は次の通りです

ア 1号認定の子ども

次の優先順に面接し、当園の教育理念に基づいて選考する。

- ①第一優先（在卒園生の弟妹）
- ②第二優先（在卒園生の子女・親類及び紹介者）
- ③第三優先（未就園児教室参加者）
- ④上記以外の方で、願書受付日までに面接を受けた方

残枠は先着順

イ 2号認定の子ども

市町村が行う利用調整及び要請に対し応じます。

ウ 支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒まないものとします。職員の配置基準を満たした集団生活で特別教育・保育を提供するため、特別な支援や個別のサポートが必要な子どもについては、施設や受け入れ体制などを考慮して利用の可否を判断します。

(2) 退園

自己都合での退園は、その1月前までに退園届を提出する必要があります。また、次のいずれかに該当するときは、特定教育・保育事業の提供を終了し、退園となります。

ア 子ども・子育て支援法第19条第1号から第3号に規定する小学校就学前子どもの区分に該当しなくなったとき。

イ 利用子どもの保護者から当園の利用を終了する申出があったとき。

ウ 市が当園の利用継続が不可能であると認めたとき。

エ その他、利用子ども又はその保護者による言動が、他の利用者や職員の健康・安全に対する重大な支障をもたらす場合、又は当園の運営や集団生活に重大な支障が生じるような背信行為に当たる場合。

(3) 卒園

利用子どもが小学校に就学するときは、教育・保育の提供を終了します。

1.4 非常災害時の対策

当園は、非常災害時には別途定める緊急対応マニュアルにより対応します。

防 災 設 備	・ 自動火災報知機 ・ ガス漏れ探知機 ・ 誘導灯
防火教育及び基本訓練	防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに

	に、定期的な避難及び救出その他必要な訓練を実施する。
避難場所	第1次 幼稚園園庭 第2次 鳴尾中学校

15 緊急時の対応

利用子どもに病状急変・事故等の緊急事態が発生した場合、子どもの家族又は医療機関等に連絡を行うとともに、必要な措置を行うこととします。

16 保険に関する事項

当園では、以下のとおり保険に加入しています。

種類	施設賠償責任保険
内容	園の管理下中、園児及び保護者に対しての対人・対物事故
補償金額	基本契約（対人）100,000,000 円 （対物）10,000,000 円

17 苦情等に関する相談窓口

当園では、苦情等に関する窓口を以下のとおり設置しています。

相談窓口	
解決責任者	園長 堀 源太郎
受付担当者	主幹主任 辻 雅也
相談時間	当園の開園日・開園時間内
電話番号	0798-47-1585

第三者委員		
氏 名	前田 文信	福永 憲一
役職・肩書等	甲子園番町会 支援グループ	卒園生保護者

苦情等を受けた場合は、速やかに受付担当者に報告する。受付担当者は、苦情等の内容を記録し園長に報告する。苦情の内容により、園長・受付担当者から保護者に説明する。上記の相談・説明で苦情等の申出者が承諾できない場合は、第三委員に直接相談又は話し合いの立ち合いを求め、対応する。

18 個人情報の取扱い

当園は、業務上知り得た利用子ども及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとします。なお、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用することがあります。

ア 小学校への円滑な移行・接続は図られるよう、卒園にあたり入学する予定の小学校との間で情報を共有します。

イ 他の教育・保育施設等への転園する場合、その他家族が別の教育・保育施設等に

在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行います。

ウ 緊急時において、その他関係機関に対し必要な情報提供を行います。

19 虐待の防止

当園では、利用子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修の実施をする等の措置を講じます。

20 病気・感染症にかかった時

- ・ 病気の時は、他の園児への影響も考え、体調が戻るまでは家庭で療養してください。欠席される場合は、症状や病名を必ず連絡してください。
- ・ 感染症にかかった時は、「医師の意見が必要な主な疾病について」を確認してください。登園する際に「感染症完治証明書」の提出をしてください。（用紙は園のホームページからダウンロードできます）。
- ・ 教職員による園児への投薬や点眼は出来ません。
- ・ 食物、ハチ刺され等でアナフィラキシーショックの危険性がある場合は、必ず申し出てください。
- ・ とびひは、傷から浸出液が出ている時は、感染防止のため浸出液が染み出ないようにガーゼ等でしっかり覆って登園してください。
- ・ 水イボは、プールに入る際や入水の順番待ち、更衣時などに接触することで感染する可能性があります。医師の処置を受けた後、または自然治癒により、接触による感染力がなくなる程度に完治するまで、患部を絆創膏や防水シートなどで覆ってください（入水中に剥がれた場合は、絆創膏を貼り直しません）。また、患部が接触しないようにラッシュガード（チャック式不可）を着用することで入水が可能です。

21 駐車場利用について

- ・ 園児の送迎のためにご利用できます。
- ・ 参観、懇談、行事参加では利用できません。
- ・ 開園時間内（7:30～18:30）はご利用いただけます。ただし、教育活動中（通常日は9:30～13:30）は防犯上の理由により門を閉めております。
体調不良や通院等による遅刻・早退の送迎については、教育活動中であってもご利用いただけます。
なお、春・夏・冬休みや行事の代休日など、通常とは異なる日の利用方法につきましては、別途ご案内いたします。
- ・ お寺の土地を、保護者の利便を高めるために借用しています。お寺の法要日など利用できない場合は連絡アプリでお知らせします。
- ・ 駐車場内及び出入りに関する事故やトラブルは、すべて利用者の責任となります。
安全・防犯のため、ルールを守り、譲り合ってご利用ください。

(利用ルール)

- ① 駐車は 10 分以内です。
雨天や課外終了時など、ご利用が集中する場面でも待ち時間なく、より多くの方が駐車できるよう、お手数ですが事務所にいる利用者ノートに記入をしてください。
- ② アイドリング・お子様を車に残すことはおやめください。
大人のご家族がお車に残る場合でも、エンジンの掛けっぱなしはおやめください。
事故防止と自然環境・近隣に迷惑をかけないために必須です。
- ③ 園内へは歩道をお通りください。
園児や送迎に同行される未就園児がひとりで駐車場に入らないよう、園から駐車場への門扉は施錠しています。ご面倒でも一旦歩道に出してから園内にお入りください。
- ④ 守っていただけない場合、ご利用を禁止します。
駐車場は公道と同様に危険です。たまに送迎されるご家族にも必ずルールをご周知ください。

2 2 その他の事項

- (1) 幼稚園からのお知らせの配信等と、保護者からの欠席連絡・預かり保育の申し込みは「連絡アプリ」にて行います。日頃お使いのスマートフォン、PCなどを登録してください。
- (2) 送迎は保護者が行ってください。保護者以外の方が来る場合は事前に保護者からの連絡が必要です。門の出入時は、安全のため門扉の鍵、止め金をかけ、飛び出しに注意してください。
- (3) 登園時に、園児の体調、家庭でできたケガやあざ等について保護者からのご報告をお願いします。それをもとに、保育中の園児の健康観察を行います。
- (4) 家から玩具、絵本、食物は持ってこないでください。弟妹を含めて園内でガム・アメ・ジュース等の飲食は禁止です。
- (5) 降園時は、お子様と一緒に園敷地から出るようにし、園庭などで遊ばないようにしてください。
- (4) 教育・保育の必要時間は支給認定の範囲の中で就労等の状況を確認し、個別に園長が設定します。
- (5) 【2号認定の方】仕事がお休みの日は、原則として教育時間（通常保育日は9:00～14:00）は登園し、教育時間外は家庭での保育をお願いします。
- (6) 下痢便・嘔吐物等で汚れた衣服等は、教職員への二次感染を避けるため、原則、園では水洗いせず、そのままビニール袋に入れて持ち帰りいただきます。その際、他の園児の衣類が汚れた場合も、一緒に持ち帰り洗濯してください。
- (7) 園で撮影した写真やビデオ等はご家庭で鑑賞される以外のご使用は避けてください。個人情報保護法により、撮影された写真やビデオに写っている他のご家庭のお子様の個人的な情報を、許可なく第三者に提供することは禁じられています。S N

S等インターネット上に当園及び利用者に係る情報の掲載、誹謗・中傷は禁止します。

(別紙)

当園における教育・保育の提供を開始するにあたり、書面に基づき重要事項の確認を行いました。

施設名 幼稚園型認定こども園 光明幼稚園
確認者 園長 堀 源太郎

私は、書面に基づいて幼稚園型認定こども園 光明幼稚園の利用にあたっての重要事項の説明と確認を受け、同意しました。

令和 年 月 日

保護者住所			
子どものなまえ			
保護者のなまえ	㊞	子どもとの続柄	

緊急連絡先①

なまえ		子どもとの続柄	
住所			
電話番号			

緊急連絡先②

なまえ		子どもとの続柄	
住所			
電話番号			